

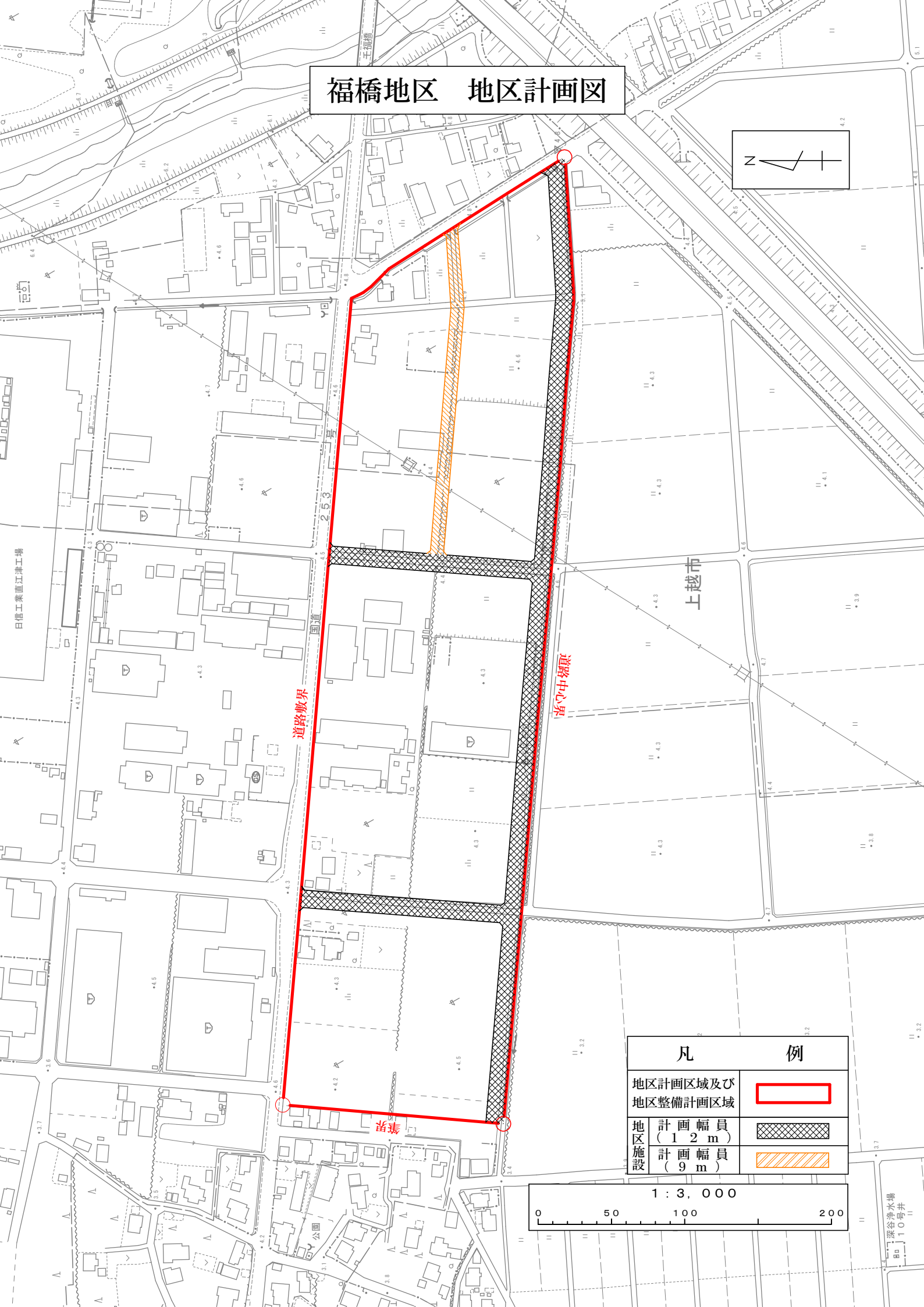
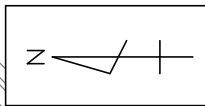
2. 福橋地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

名 称		福橋地区 地区計画
位 置		上越市大字福橋、大字上千原
面 積		約 8.8 ha
区域の整備、 開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、直江津臨海工業地帯の南部に位置し、周辺は既存の大規模工場を中心とした工業地区であり、近年は電気及び機械等の先端型産業への転換が進んでいる地区である。</p> <p>このため、既存工場関連企業を含めた新規工場立地を誘導し、先端型工業地区の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺市街地と一体となる施設とともに幹線道路沿いの立地性を生かし、沿道サービス型施設の立地を誘導することにより、その機能を補完する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の道路を適正に配置し、整備を図ることにより、工業地としての機能を確保する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>工業地の形成および保全のため、適切な規制誘導を行う。</p>
地区整備計画	面 積	約 8.8 ha (工業地域)
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)専用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2)店舗（卸売業の用に供する店舗を除く。）</p> <p>(3)建築基準法、別表第二（に）項第六号に掲げるもの</p> <p>(4)建築基準法、別表第二（わ）項第六号に掲げるもの</p> <p>(5)建築基準法、別表第二（わ）項第七号に掲げるもの</p> <p>(6)建築基準法、別表第二（わ）項第八号に掲げるもの</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。）の敷地面積の最低限度は、500 m²とする。</p>
地区施設の配置及び規模		<p>道路（区画道路）：幅員 12m 延長 940m、幅員 9m 延長 225m</p>

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

福橋地区 地区計画図



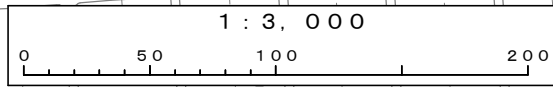
道路敷界

道路中心線

筆界

上越市

凡		例	
地区計画区域及び 地区整備計画区域			
地区 施設 計画幅員 (12 m)			
地区 施設 計画幅員 (9 m)			



深谷浄水場
10号井